岩手県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第47号

岩手県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

岩手県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和54年岩手県規則第78号)の一部を次のように改正する。

改正前

(趣旨)

第1条 この規則は、沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律 第1条 この規則は、沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律 第25号。以下「法」という。)、沿岸漁業改善資金助成法施 行令(昭和54年政令第124号)及び沿岸漁業改善資金助成法 施行規則(昭和54年農林水産省令第22号)に定めるもののほ か、沿岸漁業従事者等に対する経営等改善資金、生活改善資 金及び青年漁業者等養成確保資金(以下「沿岸漁業改善資金 」という。) の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする

(沿岸漁業改善資金の種類等)

第2条 [略]

(借受資格)

第4条 「略]

- 、次に掲げる条件を併せ有するものでなければならない。
- (1) 沿岸漁業生産又は漁業技術の改善等を共同して、又は 集団的に行うことを目的として組織された団体であって、 実体的活動を現に行っているもの(別表第1の婦人・高齢 者活動資金及び漁業経営開始資金にあっては、実体的活動 を近い将来において行うことが確実であるものを含む。) であること。

(2) • (3) [略]

(担保又は保証人)

- 第5条 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとするもの(以 第5条 削除 下「申請者」という。)は、連帯保証人を立てなければなら ない。
- 前項の連帯保証人の数は、貸付金額に応じて別に定めると ころによるものとする。

改正後

(趣旨)

第25号。以下「法」という。)、沿岸漁業改善資金助成法施 行令(昭和54年政令第124号)及び沿岸漁業改善資金助成法 施行規則(昭和54年農林水産省令第22号)に定めるもののほ か、沿岸漁業従事者等に対する経営等改善資金、生活改善資 金及び青年漁業者等養成確保資金(以下「沿岸漁業改善資金 」という。) の貸付け並びに沿岸漁業改善資金の貸付けを行 う法第3条第2項に規定する融資機関(以下「融資機関」 いう。) に対する当該貸付けに必要な資金(以下「県貸付金 」という。)の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする

(沿岸漁業改善資金の種類等)

第2条 [略]

2 融資機関に対し県貸付金を貸し付ける場合における償還期 間等については、前項の規定にかかわらず、別表第2のとお りとする。

(借受資格)

第4条 「略]

- 2 前項に規定するもののうち、法人格のない団体にあっては 2 前項に規定するもののうち、法人格のない団体にあっては 、次に掲げる条件を併せ有するものでなければならない。
 - (1) 沿岸漁業生産又は漁業技術の改善等を共同して、又は 集団的に行うことを目的として組織された団体であって、 実体的活動を現に行っているもの(別表第1又は別表第2 の婦人・高齢者活動資金及び漁業経営開始資金にあっては 、実体的活動を近い将来において行うことが確実であるも のを含む。) であること。

(2) • (3) [略]

- 3 申請者が沿岸漁業従事者等の組織する団体である場合には その構成員のうち、当該借受けによって受益する者(その 者が特定されない場合にあっては、団体の役員)が当該団体 の連帯保証人となるものとする。
- 4 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとする者が当該資金 により漁船を建造する場合は、原則として当該漁船を担保と して提供するものとする。
- 5 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとする者が、第1項 の規定による連帯保証人を立てることができないと県が認め る場合であって、適当な担保を提供することができる場合に おいては、貸付けを受けようとする者は、連帯保証人に代え て担保を提供することができる。
- 6 前項の担保は、沿岸漁業改善資金により導入した機械、施 設を優先するものとする。

(貸付資格の認定の申請等)

- 第6条 申請者は、別に定める様式による貸付資格認定申請書 | 第6条 貸付資格の認定を受けようとするもの(以下「申請者 (以下「認定申請書」という。) に別に定める様式による沿 岸漁業改善資金貸付申請書(以下「貸付申請書」という。) 及び別に定める様式による経営等改善措置、生活改善措置又 は青年漁業者等養成確保措置に関する計画(以下「事業計画 書」という。) その他知事が必要と認める書類を添えて、当 該申請者の住所地(団体にあっては、その主たる事務所の所 在地。以下同じ。)をその地区内に含む水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第11条第1項第3号の事業を行う漁 業協同組合で、第14条第2項の規定により東日本信用漁業協 同組合連合会(以下「信漁連」という。) から貸付けに係る 事務の一部の委託を受けたもの(以下「経由漁協」という。) (当該住所地をその地区内に含む経由漁協がない場合にあ っては、信漁連。以下「委託事務処理機関」という。)を経 由して知事に提出しなければならない。
- 2 委託事務処理機関は、前項の規定による認定申請書の提出 があったときは、速やかに当該認定申請書を申請者の住所地 を所管する広域振興局長(以下「局長」という。)に送付し なければならない。
- 3 局長は、前項の規定による認定申請書の送付があったとき 3 局長は、前項の規定による認定申請書の送付があったとき は、別に定めるところにより設置される沿岸漁業改善資金運 営協議会(以下「運営協議会」という。) の当該認定申請に ついての適否に関する意見及び貸付けの決定に参考となる資 料等を添えて、知事に送付しなければならない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、申請者は、やむを得ない理由 4 第1項の規定にかかわらず、申請者は、県から直接貸付け

(貸付資格の認定の申請等)

」という。)は、別に定める様式による貸付資格認定申請書 (以下「認定申請書」という。) に別に定める様式による経 営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置 に関する計画(以下「事業計画書」という。) その他知事が 必要と認める書類を添えて、県から直接貸付けを受けようと する場合にあっては東日本信用漁業協同組合連合会(第14条 を除き、以下「委託事務処理機関」という。)を経由し、融 資機関から貸付けを受けようとする場合にあっては当該融資 機関を経由して、知事に提出しなければならない。

- 2 委託事務処理機関又は融資機関は、前項の規定による認定 申請書の提出があったときは、速やかに当該認定申請書を申 請者の住所地(団体にあっては、その主たる事務所の所在地 <u>。以下同じ。)</u>を所管する広域振興局長(以下「局長」とい う。) に送付しなければならない。
- は、別に定めるところにより設置される沿岸漁業改善資金運 営協議会(以下「運営協議会」という。) の当該認定申請に ついての適否に関する意見を添えて、知事に送付しなければ ならない。

により認定申請書を委託事務処理機関を経由して提出するこ とが困難であるときは、直接又は所管する局長を経由して知 事に提出しなければならない。

(貸付資格の認定及び貸付けの決定)

- 第7条 知事は、前条第1項又は第4項の規定により認定申請 | 第7条 知事は、前条第1項又は第4項の規定により認定申請 書及び貸付申請書を受理したときは、運営協議会の意見等を 参酌して、法第8条の規定に該当するかどうかを審査し、貸 付けを行うことが適当であると認めるときは、貸付資格の認 定及び貸付けの決定を行うものとする。
- 2 知事は、前項の規定により貸付資格の認定及び貸付けの決 定を行ったときは、別に定める様式による貸付資格認定書及 び別に定める様式による貸付決定通知書により申請者に通知 するとともに、その旨を経由漁協、信漁連及び所管する局長 (信漁連を経由して認定申請書及び貸付申請書を受理した場 合にあっては、信漁連及び所管する局長) に通知するものと する。貸付資格の認定及び貸付けをしない旨の決定を行った ときも、同様とする。

を受けようとする場合であってやむを得ない理由により認定 申請書を委託事務処理機関を経由して提出することが困難で あるときは、直接又は局長を経由して知事に提出することが できる。

(貸付資格の認定)

- 書を受理したときは、運営協議会の意見等を参酌して、法第 8条の規定に該当するかどうかを審査し、貸付けを行うこと が適当であると認めるときは、貸付資格の認定を行うものと する。
- 2 知事は、前項の規定により貸付資格の認定を行ったときは 、別に定める様式による貸付資格認定書により申請者に通知 するとともに、その旨を認定申請書を経由した委託事務処理 機関又は融資機関及び局長に通知するものとする。貸付資格 の認定をしない旨の決定を行ったときも、同様とする。

(貸付けの申請)

- 第7条の2 県から直接沿岸漁業改善資金の貸付けを受けよう とするもの(以下「貸付申請者」という。)は、第6条第1 項又は第4項の規定による貸付資格の認定の申請の際、別に 定める様式による沿岸漁業改善資金貸付申請書(以下「貸付 申請書」という。)を、委託事務処理機関及び局長を経由し て(同項の規定に基づき認定申請書を提出する場合にあって は、直接又は局長を経由して)、知事に提出するものとする
- 2 第6条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による貸付 申請書の提出について準用する。この場合において、同条第 3項中「意見」とあるのは、「意見及び貸付けの決定に参考 となる資料等」と読み替えるものとする。

(担保又は保証人)

- 第7条の3 貸付申請者は、連帯保証人を立てなければならな い。
- 2 前項の連帯保証人の数は、貸付金額に応じて別に定めると ころによるものとする。
- 3 貸付申請者が沿岸漁業従事者等の組織する団体である場合 には、その構成員のうち、当該借受けによって受益する者(その者が特定されない場合にあっては、団体の役員)が当該 団体の連帯保証人となるものとする。
- 4 貸付申請者が当該資金により漁船を建造する場合は、原則

(借用証書)

第8条 申請者は、前条第2項の規定による貸付決定の通知を 受けたときは、別に定める様式による沿岸漁業改善資金借用 証書(以下「借用証書」という。)を所管する局長を経由し て知事に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第6条第4項の規定により認定 4 前項の規定にかかわらず、第6条第4項の規定に基づき認 申請書を提出させた場合にあっては、前項の借用証書を信漁 連を経由して知事に提出しなければならない。

として当該漁船を担保として提供するものとする。

- 5 貸付申請者が、第1項の規定による連帯保証人を立てる。 とができないと県が認める場合であって、適当な担保を提供 することができる場合においては、貸付申請者は、連帯保証 人に代えて担保を提供することができる。
- 6 前項の担保は、沿岸漁業改善資金により導入した機械、 設を優先するものとする。

(貸付けの決定等)

- 第8条 知事は、貸付申請書を受理したときは、貸付資格の認 定審査と一体的に審査し、貸付けを行うことが適当であると 認めるときは、貸付けの決定を行うものとする。
- 2 第7条第2項の規定は、前項の規定による貸付けの決定に ついて準用する。この場合において、同条第2項中「貸付資 格認定書」とあるのは「貸付決定通知書」と、「又は融資機 関及び」とあるのは「及び」と読み替えるものとする。
- 3 貸付申請者は、前項において読み替えて準用する第7条第 2項の規定による貸付決定の通知を受けたときは、別に定め る様式による沿岸漁業改善資金借用証書を局長を経由して知 事に提出しなければならない。
- 定申請書を提出した場合にあっては、沿岸漁業改善資金借用 証書を委託事務処理機関を経由して知事に提出しなければな らない。

(融資機関による貸付け及び県貸付金の貸付け)

- 第8条の2 融資機関から沿岸漁業改善資金の貸付けを受けよ うとするもの(以下「借入申込者」という。)は、第6条第 1項の規定による貸付資格の認定の申請の際、別に定める様 式による沿岸漁業改善資金借入申込書(以下「借入申込書」 という。) を当該融資機関に提出するものとする。
- 2 融資機関は、第6条第2項の規定により認定申請書を局長 に送付する際、前項の規定により提出を受けた借入申込書の 写しを添付するものとする。
- 3 融資機関は、県貸付金の貸付けを受けようとするときは、 別に定める様式による県貸付金貸付申請書を知事に提出する ものとする。
- 4 知事は、前項の規定により県貸付金貸付申請書を受理した ときは、速やかに審査を行い、県貸付金の貸付けを行うこと が適当であると認めるときは、貸付けの決定を行うものとす る。
- 5 知事は、前項の規定により県貸付金の貸付けの決定を行っ

たときは、融資機関に対し、別に定める様式による県貸付金 貸付決定通知書を交付するものとし、貸付けをしない旨の決 定を行ったときは、その旨を融資機関に通知するものとする

- 6 融資機関は、前項の規定により県貸付金貸付決定通知書の 交付を受けたときは、速やかに、借入申込者に対し別に定め る様式による貸付決定通知書を交付するものとする。
- 7 融資機関は、県貸付金の交付を受けようとするときは、別 に定める様式による県貸付金支払請求書を知事に提出するも のとする。
- 8 県貸付金の交付は、前項の規定による支払請求を受けて行 うものとする。この場合において、融資機関は、県貸付金の 交付を受ける際、別に定める様式による県貸付金借用証書を 知事に提出するものとする。
- 9 融資機関は、借入申込者との貸付契約を別に定める様式に よる沿岸漁業改善資金借用証書により行うものとする。この 場合において、融資機関は、当該借受者に対し当該沿岸漁業 改善資金借用証書の特約条項を遵守させるものとする。
- 10 融資機関は、県貸付金の交付を受けた後、速やかに沿岸漁 業改善資金の貸付けを行うものとする。この場合において 融資機関は、当該貸付けを行うことを条件として、借入申込 者に対して既存債権の償還条件の変更等をしてはならない。
- 11 融資機関は、次に掲げる場合は、直ちに知事に報告し、 の指示に従わなければならない。
 - (1) 沿岸漁業改善資金の貸付けの業務を中止し、又は廃止 しようとする場合
 - (2) 沿岸漁業改善資金の貸付けの業務の遂行が困難となっ た場合
- 12 融資機関は、県貸付金を沿岸漁業改善資金の貸付けの目的 以外の目的に使用してはならない。
- 13 融資機関は、知事が当該融資機関に対する貸付けに係る債 権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るために必要 があると認める場合において、その業務及び資産の状況に関 し報告を求めたときは、遅滞なく、報告をしなければならな いものとする。

(事業実施の報告等)

者」という。)は、貸付金の交付後3月(別表第1又は別表 第2の漁業経営開始資金にあっては、6月)以内に貸付金の 使用を完了しなければならない。ただし、当該期間内に貸付 金の使用を完了することが著しく困難な場合には、貸付けの

(事業実施の報告等)

第9条 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けたもの(以下「借受|第9条 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けたもの(以下「借受 者」という。)は、貸付金の交付後3月(別表第1の漁業経 営開始資金にあっては、6月)以内に貸付金の使用を完了し なければならない。ただし、当該期間内に貸付金の使用を完 了することが著しく困難な場合には、<u>知事</u>の承認を受けて、

この期間を延長することができる。

- 2 借受者は、貸付金の使用完了後20日以内に別に定める様式 2 借受者は、貸付金の使用完了後20日以内に別に定める様式 による事業実施報告書(以下「事業実施報告書」という。) を、認定申請書の経由機関を経由して知事に提出しなければ ならない。
- 3 前項の場合において、借受者が法人格のない団体であると きは、事業実施報告書に個人別内訳を明記するものとする。
- 4 第2項の場合において、借受者が別表第1の操船作業省力 <u>5</u> 第2項の場合において、借受者が別表第1<u>又は別表第2</u>の 化機器等設置資金、補機関等駆動機器等設置資金、燃料油消 費節減機器等設置資金、救命消防設備購入資金、漁船転覆防 止機器等設置資金、漁船衝突防止機器等購入等資金、婦人・ 高齢者活動資金又は漁業経営開始資金の借受者であって、当 該貸付けについて、別表第2の貸付条件欄に掲げる貸付けの 条件を付されているものであるときには、同表の区分欄に掲 げる区分に応じ、同表の添付資料欄に掲げる証明書等の写し を事業実施報告書に添付するものとする。
- 適合していないと知事が認めて必要な指示をした場合は、借 受者は、その指示に従わなければならない。

(貸付資格の認定の取消し)

- 決定から事業が完了するまでの間に、事業計画書の内容が達 成できない見込みとなった場合は、当該事業計画書に係る貸 付資格の認定を取り消すものとする。
- 2 知事は、前項の規定により貸付資格の認定を取り消したと 2 知事は、前項の規定により貸付資格の認定を取り消したと きは、別に定める様式による貸付資格認定取消通知書により 借受者に通知するものとする。

(期限前償環)

第11条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合 第11条 貸付決定機関は、借受者が次の各号のいずれかに該当 には、償還期限にかかわらず、借受者に対し貸付金の全部又 は一部につき、期限を示して期限前償還を請求することがで きるものとする。

決定を行った機関(知事又は融資機関をいう。以下「貸付決 定機関」という。) の承認を受けて、この期間を延長するこ とができる。

- による事業実施報告書を貸付決定機関に提出しなければなら ない。この場合において、貸付決定機関が知事であるときは 、貸付申請書の経由機関を経由して提出するものとする。
- 3 融資機関は、前項の規定により事業実施報告書の提出を受 けたときは、その内容を審査し、速やかに別に定める様式に よる県貸付金事業実施報告書を知事に提出するものとする。
- 4 第2項の場合において、借受者が法人格のない団体である ときは、事業実施報告書に個人別内訳を明記するものとする
- 操船作業省力化機器等設置資金、補機関等駆動機器等設置資 金、燃料油消費節減機器等設置資金、救命消防設備購入資金 、漁船転覆防止機器等設置資金、漁船衝突防止機器等購入等 資金、婦人・高齢者活動資金又は漁業経営開始資金の借受者 であって、当該貸付けについて、別表第3の貸付条件欄に掲 げる貸付けの条件を付されているものであるときには、同表 の区分欄に掲げる区分に応じ、同表の添付資料欄に掲げる証 明書等の写しを事業実施報告書に添付するものとする。
- 5 事業実施報告書に基づく事業実施の結果が貸付けの目的に 6 事業実施報告書又は県貸付金事業実施報告書に基づく事業 実施の結果が貸付けの目的に適合していないと知事が認めて 必要な指示をした場合は、借受者又は融資機関は、その指示 に従わなければならない。

(貸付資格の認定の取消し)

- 第10条 知事は、借受者が第7条第2項の規定による貸付けの 第10条 知事は、借受者が事業計画書の内容を達成する見込み がなくなった場合は、当該事業計画書に係る貸付資格の認定 を取り消すものとする。
 - きは、別に定める様式による貸付資格認定取消通知書により 借受者に通知するとともに、借受者が融資機関から貸付けを 受けている場合には、融資機関に対してその旨通知するもの とする。

(期限前償還)

する場合には、償還期限にかかわらず、借受者に対し貸付金 の全部又は一部につき、期限を示して期限前償還を請求する ことができるものとする。

(1) 「略]

(2) [略]

(3) 前2号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付 けの条件に違反したとき。

(支払の猶予の申請)

支払猶予申請者」という。) は、別に定める様式による沿岸 漁業改善資金支払猶予申請書(以下「支払猶予申請書」とい う。) に知事が指定する者の証明書を添えて、償還期限(分 割払の場合の各支払期日を含む。)の30日前までに認定申請 書の経由機関を経由して知事に提出しなければならない。

(支払猶予の決定)

第13条 「略]

、当該支払猶予申請者に通知するとともに、その旨を経由漁 協、信漁連及び所管する局長(信漁連を経由して認定申請書 を受理した場合にあっては、信漁連及び所管する局長) に通 知するものとする。支払猶予をしない旨の決定を行ったとき も、同様とする。

- (1) 第10条第1項の規定により貸付資格の認定の取消しを 受けたとき。
- (2) [略]
- (3) [略]
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付 けの条件に違反したとき。
- 2 知事は、融資機関が次の各号のいずれかに該当する場合に は、償還期限にかかわらず、融資機関に対し県貸付金の全部 又は一部につき、期限を示して期限前償還を請求することが できるものとする。
 - (1) 県貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
 - (2) 知事が融資機関に対する貸付けに係る債権の保全その 他貸付けの条件の適正な実施を図るため、その業務及び資 産の状況に関し報告を求めた場合に、その報告を怠ったと
 - (3) 県貸付金の償還金の支払を怠ったとき(借受者による 沿岸漁業改善資金の償還を法第12条第2項において準用す る法第10条の規定に基づき猶予したことにより、融資機関 が県貸付金の償還を償還期日までに行うことができない場 合を除く。)。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付 けの条件に違反したとき。

(支払の猶予の申請)

第12条 償還金の支払の猶予を申請しようとするもの(以下「|第12条 償還金の支払の猶予を申請しようとするもの(以下「 支払猶予申請者」という。)は、別に定める様式による沿岸 漁業改善資金支払猶予申請書(以下「支払猶予申請書」とい う。) に知事が指定する者の証明書を添えて、償還期限(分 割払の場合の各支払期日を含む。)の30日前までに貸付決定 機関に提出しなければならない。この場合において、貸付決 定機関が知事である場合は、貸付申請書の経由機関を経由し <u>て提出す</u>るものとする。

(支払猶予の決定)

第13条 「略]

- 2 知事は、前項の規定により支払猶予の決定を行ったときは 2 知事は、前項の規定により支払猶予の決定を行ったときは 、別に定める様式による沿岸漁業改善資金支払猶予決定通知 書(以下「支払猶予決定通知書」という。)を支払猶予申請 者に交付するとともに、その旨を委託事務処理機関及び局長 に通知するものとする。
 - 3 融資機関は、前条の支払猶予申請書を受理したときは、速 やかに、知事に対し別に定める様式による沿岸漁業改善資金

3 知事は、償還金の支払期日を過ぎて支払猶予をしない旨の 5 知事は、支払の猶予をしない旨の決定をしたときは、その 決定を行ったときにおいても、法第11条の規定により違約金 を徴収するものとする。

(貸付事務の委託)

- 第14条 知事は、貸付けに係る事務(貸付けの決定、期限前償 第14条 知事は、貸付けに係る事務(貸付けの決定、期限前償 還の決定及び支払猶予の決定を除く。) の一部を信漁連に委 託することができる。
- 2 前項の規定に基づき委託を受けた信漁連は、その事務の一 部を水産業協同組合法第11条第1項第3号の事業を行う漁業 協同組合に委託することができる。

(農商工等連携促進法の特例)

第15条 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促 第15条 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促 進に関する法律(平成20年法律第38号。以下「農商工等連携 促進法」という。)第14条第1項の規定の適用を受ける者に ついてのこの規則の規定の適用については、次の表の左欄に 掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右 欄に掲げる字句とする。

[略]		
第4条第1項	[略]	
第5条第3項	沿岸漁業従事者	中小企業者
	<u>等</u>	
第6条第1項	当該申請者の住	農商工等連携促
	所地 (団体	進法第5条第1
		項に規定する <u>認</u>
		定農商工連携事
		<u>業者</u> である沿岸
		漁業従事者等 <u>の</u>
		住所地(そのも
		のが団体

県貸付金支払猶予申請書を提出するものとし、知事は、これ を適当と認めた場合は、融資機関に別に定める様式による沿 岸漁業改善資金県貸付金支払猶予決定通知書を交付するもの とする。

- 4 融資機関は、前項の規定による交付を受けたときは、支払 猶予決定通知書により支払猶予申請者に通知するものとする
- 旨を支払猶予申請者又は融資機関(貸付決定機関が知事であ る場合にあっては、支払猶予申請者及び貸付申請書の経由機 関) に通知するものとする。この場合において、償還金の支 払期日を過ぎて支払猶予をしない旨の決定を行ったときにお いても、法第11条の規定により違約金を徴収するものとする

(貸付事務の委託)

還の決定及び支払猶予の決定を除く。) の一部を東日本信用 漁業協同組合連合会に委託することができる。

(農商工等連携促進法の特例)

進に関する法律(平成20年法律第38号。以下「農商工等連携 促進法」という。)第14条第1項の規定の適用を受ける者に ついてのこの規則の規定の適用については、次の表の左欄に 掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右 欄に掲げる字句とする。

[略]		
第4条第1項	[略]	
第6条第2項	申請者	農商工等連携促
		進法第5条第1
		項に規定する <u>認</u>
		定農商工等連携
		事業者である沿
		岸漁業従事者等

2 農商工等連携促進法第14条第2項の規定の適用を受ける者 2 農商工等連携促進法第14条第2項の規定の適用を受ける者 についてのこの規則の規定の適用については、次の表の左欄 に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の 右欄に掲げる字句とする。

第6条第1項	及び別に定める	並びに別に定め
	様式による経営	る様式による経
	等改善措置、生	営等改善措置、
	活改善措置又は	生活改善措置又
	青年漁業者等養	は青年漁業者等
	成確保措置に関	養成確保措置に
	する計画 (以下	関する計画(以
	「事業計画書」	下「事業計画書
	という。)	<u>」という。)</u> 及
		び農商工等連携
		促進法第4条第
		1項の規定に基
		づく認定を受け
		た同項に規定す
		る農商工等連携
		事業計画
[略]		

別表第1経営等改善資 金の款環境対応型養殖 業推進資金の項

[略]

第7条の3第3項	沿岸漁業従事者	中小企業者
	<u>等</u>	

についてのこの規則の規定の適用については、次の表の左欄 に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の 右欄に掲げる字句とする。

その他

及び農商工等連 携促進法第4条

第6条第1項

			防促延伍为4不
			第1項の規定に
			基づく認定を受
			けた同項に規定
			する農商工等連
			携事業計画その
			<u>他</u>
[略]			
別表第1経営等改善資	[略]		
金の款環境対応型養殖			
業推進資金の項			
別表第2経営等改善資	8年以内	(据置	10年以内(据置
金の款操船作業省力化	期間2年		期間4年
機器等設置資金の項			
別表第2経営等改善資	8年以内	(据置	10年以内(据置
金の款漁ろう作業省力	期間2年		期間4年
化機器等設置資金の項			
別表第2経営等改善資	8年以内	(据置	10年以内(据置
金の款補機関等駆動機	期間2年		期間4年
器等設置資金の項			
別表第2経営等改善資	8年以内	(据置	10年以内(据置
金の款燃料油消費節減	期間2年		期間4年
機器等設置資金の項			
別表第2経営等改善資	5年以内	(据置	6年以内(据置
Aの勢如美雄壮街道 1	Ì		i l
金の款新養殖技術導入	期間3年		期間4年

(農林海業バイオ燃料料	上の特例)

(農林漁業バイオ燃料法の特例)

用の促進に関する法律(平成20年法律第45号)第10条の規定 の適用を受ける者についてのこの規則の適用については、次 の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ ぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条第1項	及び別に定める	並びに別に定め
	様式による経営	る様式による経
	等改善措置、生	営等改善措置、
	活改善措置又は	生活改善措置又
	青年漁業者等養	は青年漁業者等
	成確保措置に関	養成確保措置に
	<u>する計画(以下</u>	関する計画(以
	「事業計画書」	下「事業計画書
	<u>という。)</u>	<u>」という。)</u> 及
		び農林漁業有機
		物資源のバイオ
		燃料の原材料と
		しての利用の促
		進に関する法律
		(平成20年法律
		第45号) 第5条
		第2項に規定す
		る認定生産製造
		連携事業計画
[略]		
別表第1青年漁業者等	[略]	
養成確保資金の款漁業		
経営開始資金の項		

資金の項		
別表第2経営等改善資	11年以内(据置	13年以内(据置
金の款資源管理型漁業	期間4年	期間6年
推進資金の項		
別表第2経営等改善資	11年以内(据置	13年以内(据置
金の款環境対応型養殖	期間4年	期間6年
業推進資金の項		

(農林漁業バイオ燃料法の特例)

第16条 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利 第16条 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利 用の促進に関する法律(平成20年法律第45号)第10条の規定 の適用を受ける者についてのこの規則の規定の適用について は、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は 、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条第1項	その他	及び農林漁業有
		機物資源のバイ
		オ燃料の原材料
		としての利用の
		促進に関する法
		律(平成20年法
		律第45号) 第5
		条第2項に規定
		する認定生産製
		造連携事業計画
		<u>その他</u>
[略]	Γ	
別表第1青年漁業者等	[略]	
養成確保資金の款漁業		
経営開始資金の項		
別表第2経営等改善資	8年	10年
金の款操船作業省力化		
機器等設置資金の項		
別表第2経営等改善資	8年	<u>10年</u>

(六次産業化法の特例)

第17条 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出 第17条 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出 等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年 法律第67号。以下「六次産業化法」という。)第11条第1項 の規定の適用を受ける者についてのこの規則の規定の適用に ついては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる 字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]		
第4条第1項	[略]	
第5条第3項	沿岸漁業従事者	促進事業者
	<u>等</u>	
第6条第1項	当該申請者の住	六次産業化法第
	所地 (団体	6条第3項に規
		定する認定農林
		漁業者等である
		沿岸漁業従事者
		等の住所地(そ
		のものが団体

A		l l
金の款漁ろう作業省力		
化機器等設置資金の項		
別表第2経営等改善資	8年	<u>10年</u>
金の款補機関等駆動機		
器等設置資金の項		
別表第2経営等改善資	<u>8年</u>	<u>10年</u>
金の款燃料油消費節減		
機器等設置資金の項		
別表第2経営等改善資	<u>5年</u>	6年
金の款新養殖技術導入		
資金の項		
別表第2経営等改善資	<u>11年</u>	<u>13年</u>
金の款資源管理型漁業		
推進資金の項		
別表第2経営等改善資	<u>11年</u>	13年
金の款環境対応型養殖		
業推進資金の項		
別表第2青年漁業者等	<u>11年</u>	13年
養成確保資金の款漁業		
経営開始資金の項		

(六次産業化法の特例)

等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年 法律第67号。以下「六次産業化法」という。)第11条第1項 の規定の適用を受ける者についてのこの規則の規定の適用に ついては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる 字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]		
第4条第1項	[略]	
第6条第2項	申請者	六次産業化法第
		6条第3項に規
		定する認定農林
		漁業者等である
		沿岸漁業従事者
		等
第7条の3第3項	沿岸漁業従事者	促進事業者
	<u>等</u>	

てのこの規則の規定の適用については、次の表の左欄に掲げ る規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に 掲げる字句とする。

第6条第1項	及び別に定める	並びに別に定め
	様式による経営	る様式による経
	等改善措置、生	営等改善措置、
	活改善措置又は	生活改善措置又
	青年漁業者等養	は青年漁業者等
	成確保措置に関	養成確保措置に
	する計画(以下	関する計画(以
	「事業計画書」	下「事業計画書
	という。)	<u>」という。)</u> 及
		び六次産業化法
		第5条第1項の
		規定に基づく認
		定を受けた同項
		に規定する総合
		化事業計画
[略]		

別表第1経営等改善資 金の款環境対応型養殖 業推進資金の項

[略]

2 六次産業化法第11条第2項の規定の適用を受ける者につい 2 六次産業化法第11条第2項の規定の適用を受ける者につい てのこの規則の規定の適用については、次の表の左欄に掲げ る規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に 掲げる字句とする。

J., J., J., J.,			
第6条第1項	その他		及び六次産業化
			法第5条第1項
			の規定に基づく
			認定を受けた同
			項に規定する総
			合化事業計画 <u>そ</u>
			<u>の他</u>
[略]			
別表第1経営等改善資	[略]		
金の款環境対応型養殖			
業推進資金の項			
別表第2経営等改善資	8年以内	(据置	10年以内(据置
金の款操船作業省力化	期間2年		期間4年
機器等設置資金の項			
別表第2経営等改善資	8年以内	(据置	10年以内(据置
金の款漁ろう作業省力	期間2年		期間4年
化機器等設置資金の項			
別表第2経営等改善資	8年以内	(据置	10年以内(据置
金の款補機関等駆動機	期間2年		期間4年
器等設置資金の項			
別表第2経営等改善資	8年以内	(据置	10年以内(据置
金の款燃料油消費節減	期間2年		期間4年
機器等設置資金の項			
別表第2経営等改善資	5年以内	(据置	6年以内(据置
金の款新養殖技術導入	期間3年		期間4年
資金の項			
別表第2経営等改善資	11年以内	(据置	13年以内(据置
金の款資源管理型漁業			期間6年
	1		ı — —

推進資金の項		
別表第2経営等改善資	11年以内(据	置 13年以内(据置
金の款環境対応型養殖	期間4年	期間6年
業推進資金の項		

(みどりの食料システム法の特例)

第18条 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境 負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37 号)第25条第1項の規定の適用を受ける者についての次の表 の左欄に掲げる規定の適用については、同表の中欄に掲げる 字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とし、第6条(第 7条の2第2項において準用する場合を除く。)、第7条(第8条第2項において準用する場合を除く。)及び第10条第 1項の規定は、適用しない。

1 頃の規定は、週用しない。			
第7条の2第1項	は、第6条第1	<u>は</u>	
	項又は第4項の		
	規定による貸付		
	資格の認定の申		
	請の際		
	<u>を、</u>	及び環境と調和	
		のとれた食料シ	
		ステムの確立の	
		ための環境負荷	
		低減事業活動の	
		促進等に関する	
		法律(令和4年	
		法律第37号)第	
		23条に規定する	
		認定計画(以下	
		「認定計画」と	
		<u>いう。)を、</u>	
	同項の規定に基	やむを得ない理	
	づき認定申請書	由により委託事	
	を提出する	務処理機関を経	
		由して提出する	
		ことが困難であ	
		<u>5</u>	
第7条の2第2項	意見」とあるの	認定申請」とあ	
	は、「	るのは「貸付申	
		請」と、「意見	
		<u>」とあるのは「</u>	
•	•		

第8条第1項	ときは、貸付資	場合において、
	格の認定審査と	貸付申請者が貸
	一体的に審査し	付資格の認定が
		あったものとみ
		なされる者に該
		当し、かつ
第8条第2項	<u>又は</u>	認定申請書」と
		あるのは「貸付
		申請書」と、「
		<u>又は</u>
第8条の2第1項	は、第6条第1	<u>は</u>
	項の規定による	
	貸付資格の認定	
	の申請の際	
	<u>を当該</u>	及び認定計画を
		<u>当該</u>
第8条の2第2項	は、第6条第2	<u>は</u>
	項の規定により	
	認定申請書を局	
	長に送付する際	
	を添付する	及び認定計画を
		知事に送付する
第10条の見出し	貸付資格の認定	借受者等に対す
	の取消し	る通知
第10条第2項	前項の規定によ	借受者が認定計
	り貸付資格の認	画のうち経営等
	定を取り消した	改善措置に係る
	ときは、別に定	部分の計画を達
	める様式による	成する見込みが
	貸付資格認定取	なくなったと認
	消通知書により	めるときは、そ
		<u>の旨を</u>
第11条第1項第1号	第10条第1項	第18条の規定に
		より読み替えて
		適用される第10
		条第2項
	より貸付資格の	よる通知
	認定の取消し	
別表第1経営等改善資	<u>7年</u>	9年
	I	

機器等設置資金の項		0.54
別表第1経営等改善資	<u>7年</u>	<u>9年</u>
金の款漁ろう作業省力		
化機器等設置資金の項		
別表第1経営等改善資	<u>7年</u>	9年
金の款補機関等駆動機		
器等設置資金の項		
別表第1経営等改善資	<u>7年</u>	<u>9年</u>
金の款燃料油消費節減		
機器等設置資金の項		
別表第1経営等改善資	<u>4年</u>	<u>5年</u>
金の款新養殖技術導入		
資金の項		
別表第1経営等改善資	10年	<u>12年</u>
金の款資源管理型漁業		
推進資金の項		
別表第1経営等改善資	10年	12年
金の款環境対応型養殖		
業推進資金の項		
別表第2経営等改善資	8年	<u>10年</u>
金の款操船作業省力化		
機器等設置資金の項		
別表第2経営等改善資	8年	10年
金の款漁ろう作業省力		
化機器等設置資金の項		
別表第2経営等改善資	8年	<u>10年</u>
金の款補機関等駆動機		
器等設置資金の項		
別表第2経営等改善資	8年	<u>10年</u>
金の款燃料油消費節減		
機器等設置資金の項		
別表第2経営等改善資	5年	6年
金の款新養殖技術導入		
資金の項		
別表第2経営等改善資	<u>11年</u>	<u>13年</u>
金の款資源管理型漁業		
推進資金の項		
別表第2経営等改善資	<u>11年</u>	13年
金の款環境対応型養殖		
業推進資金の項		

(補則)

第18条 [略]

附則

- 1 [略]
- 2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に 関する法律(平成23年法律第40号)第115条、第122条第3項 、第123条第3項及び第126条第2項の規定の適用を受ける者 で平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に伴う原子力発電 所の事故による災害の影響を受けているものについての次の 表の左欄に掲げる規定の適用については、同表の中欄に掲げ る字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]	
第15条第2項において	[略]
読み替えて適用する別	
表第1経営等改善資金	
の款 <u>漁船作業省力化機</u>	
器等設置資金の項	
[略]	

(補則)

第19条 [略]

附則

- 1 [略]
- 2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に 関する法律(平成23年法律第40号)第115条、第122条第3項 、第123条第3項及び第126条第2項の規定の適用を受ける者 で平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に伴う原子力発電 所の事故による災害の影響を受けているものについての次の 表の左欄に掲げる規定の適用については、同表の中欄に掲げ る字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]	
第15条第2項において	[略]
読み替えて適用する別	
表第1経営等改善資金	
の款 <u>操船作業省力化機</u>	
器等設置資金の項	
[略]	

別表第2(第2条、第4条、第9条関係)

	資金の種類	償還期間等		
<u>経</u>	操船作業省力化機	8年以内(据置期間2年以内を含		
営	器等設置資金	<u>む。)</u>		
<u>等</u>	漁ろう作業省力化	8年以内(据置期間2年以内を含		
<u>改</u>	機器等設置資金	<u>t.</u>)		
善	補機関等駆動機器	8年以内(据置期間2年以内を含		
<u>資</u>	等設置資金	<u>t.</u> .)		
<u>金</u>	燃料油消費節減機	8年以内(据置期間2年以内を含		
	器等設置資金	<u>t.</u> .)		
	新養殖技術導入資	5年以内(据置期間3年以内を含		
	<u>金</u>	<u>t.</u>)		
	資源管理型漁業推	11年以内(据置期間4年以内を含		
	進資金	<u>む。)</u>		
	環境対応型養殖業	11年以内(据置期間4年以内を含		
	推進資金	<u>t.</u>)		
	乗組員安全機器等	6年以内(据置期間2年以内を含		
	設置資金	<u>む。)</u>		
	救命消防設備購入	<u>救命胴衣又は消火器を購入する場</u>		
	<u>資金</u>	合にあっては3年以内(据置期間		
		1年以内を含む。)、イーパブ、		
		レーダートランスポンダ又は小型		

		漁船緊急連絡装置を購入する場合
		にあっては6年以内(据置期間1
		年以内を含む。)
	漁船転覆防止機器	6年以内(据置期間2年以内を含
	等設置資金	<u>t.</u> .)
	漁船衝突防止機器	6年以内(据置期間1年以内を含
	等購入等資金	<u>t.</u>)
	漁具損壊防止機器	6年以内(据置期間1年以内を含
	等購入資金	<u>tr.)</u>
	大型クラゲ混獲防	6年以内(据置期間2年以内を含
	止漁具設置資金	<u>む。)</u>
	養殖ワカメ省力化	6年以内(据置期間2年以内を含
	機器等導入資金	<u>tr.)</u>
<u>生</u>	生活合理化設備資	し尿浄化装置又は改良便そうの設
<u>活</u>	<u>金</u>	置に必要な資材を購入する場合に
<u>改</u>		あっては4年以内(据置期間1年
<u>善</u>		以内を含む。)、自家用給排水施
<u>資</u>		設(動力ポンプを除く。) 又は太
<u>金</u>		陽熱利用温水装置の設置に必要な
		<u>資材を購入する場合にあっては3</u>
		年以内(据置期間1年以内を含む
		<u>。)</u>
	住居利用方式改善	8年以内(据置期間1年以内を含
	<u>資金</u>	<u>む。)</u>
	婦人・高齢者活動	4年以内(据置期間1年以内を含
	<u>資金</u>	<u>む。)</u>
<u>青</u>	研修教育資金	6年以内(据置期間2年以内を含
<u>年</u>		<u>tr.)</u>
<u>漁</u>	高度経営技術習得	6年以内(据置期間1年以内を含
<u>業</u>	<u>資金</u>	<u>t.</u>)
<u>者</u>	漁業経営開始資金	11年以内(据置期間4年以内を含
<u>等</u>		<u>t.)</u>
<u>養</u>		
成		
確		
<u>保</u>		
<u>資</u>		
<u>金</u>		

別表第3 (第9条関係)

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の岩手県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸し付けられる沿岸漁業改善資金から適用し、同日前に貸し付けられた沿岸漁業改善資金については、なお従前の例による。